

返戻金制度に関する規定

1. 返戻金制度の概要

弊社（以下、「甲」といいます）が提供する有料職業紹介サービスにおいて、紹介された人材が入社後、本人の責任により 90 日以内に退職した場合、甲はお客様（以下、「乙」といいます）に対して支払われた紹介手数料の 50%を返金いたします。

2. 返戻金の請求手続き

乙は、当該人材の退職日より 14 日以内に、甲に対して書面（電子メールを含む）にて通知するものとします。返戻金の請求は、通知と同時に行うものとし、以下の書類を併せて提出してください。

- 当該人材の退職を証明する書類
- 返戻金請求書

3. 返戻金の支払い方法

甲は、乙からの通知および必要書類を受領後、内容を確認し、返戻金請求の適格性を判断いたします。適格と判断された場合、甲は乙に対して返戻金請求書を受領した日から起算して 30 営業日以内に、指定の銀行口座に返金額を振り込みます。

4. その他

- 返戻金の請求が 14 日以内に行われなかった場合、乙は返戻金を請求する権利を失うものとします。
- 本制度は、甲が提供するサービスにおける契約条項の一部であり、随時変更されることがあります。変更が生じた場合は、速やかに乙に通知いたします。

本返戻金制度に関する詳細な情報やご不明点については、弊社の担当窓口までお問い合わせください。

所在地 京都府八幡市岩田茶屋ノ前 15-2

法人名 GuardPlan 株式会社

代表者または代理人 代表取締役 森本 到史

有料職業紹介許可番号：26-ユ-300724